

南小学校いじめ防止基本方針

熊取町立南小学校

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。



本校では、「SDGsのもと人権教育を柱にICTを活用した授業改善によるめざす児童の育成」を教育目標としており、そのために学力向上、人権教育・道徳教育の推進・体力向上に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

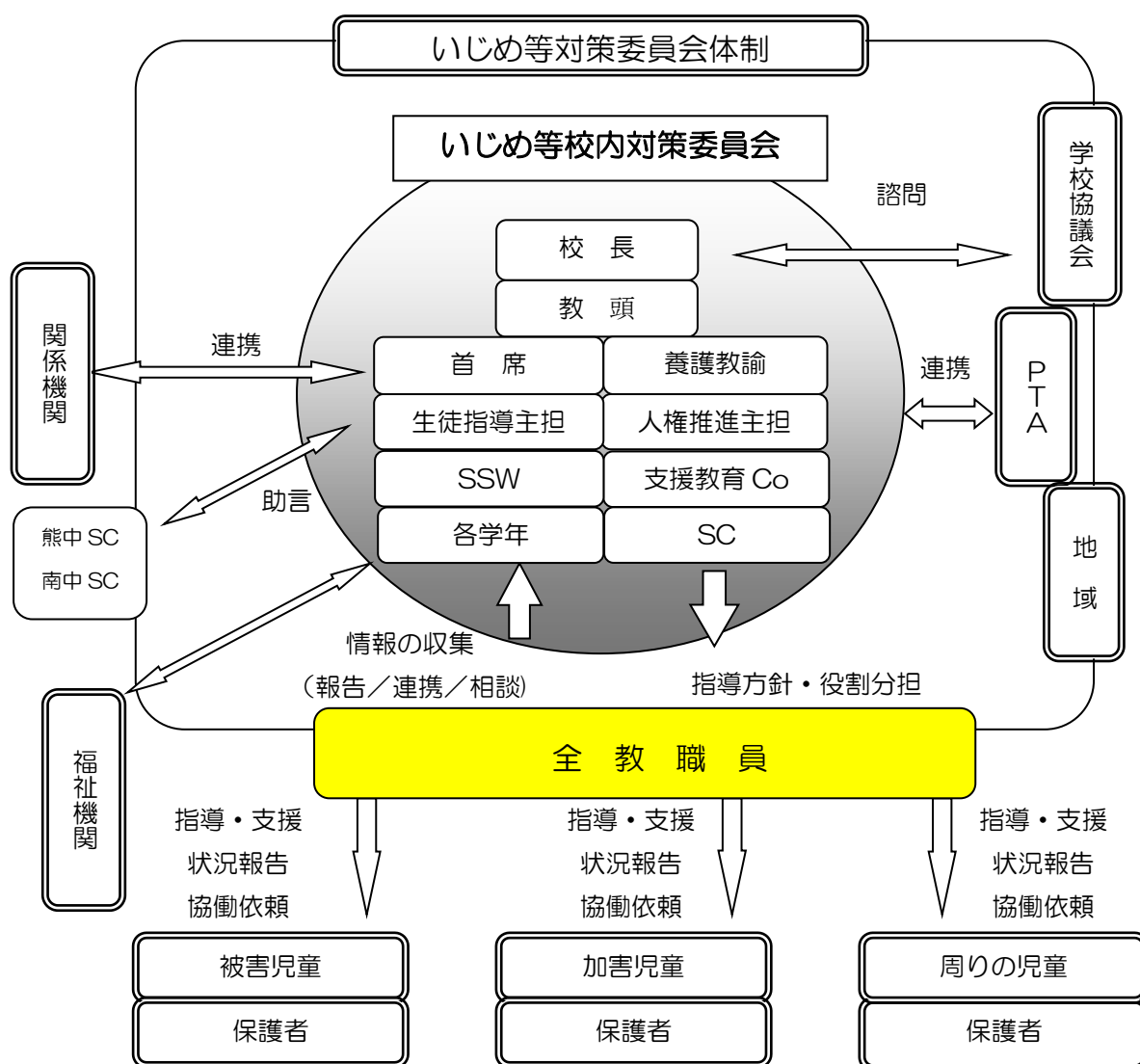
3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ等校内対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主担、人権教育主担、
各学年、養護教諭、SSW、支援教育 Co、(SC)



(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応（早期発見、対処）
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し（取組状況の把握と検証）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下および学校要覧記載（道徳・特別活動・学級活動・人権教育・支援教育・福祉教育全体計画／推進計画）のとおり実施する。

	1年	2年	3年	学校全体・各委員会など
4月	入学式 保護者・児童への相談窓 口周知 家庭訪問	始業式 離任式 保護者・児童への相談窓 口周知 家庭訪問	始業式 離任式 保護者・児童への相談窓 口周知 家庭訪問	いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査説明） 生徒指導推進委員会 教育改革委員会 登校指導（通年） ケース会議（随時） 要配慮児童連絡会
5月	学習参観 学校たんけん 遠足	学習参観 学校たんけん 遠足	学習参観 遠足	生徒指導推進委員会
6月	パワーチェック実施 教育相談 ひまわり学級紹介	パワーチェック実施 教育相談 さつまいも苗植え	パワーチェック実施 教育相談	生徒指導推進委員会
7月	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	いじめ対策委員会 生徒指導推進委員会 終業式
8月	平和登校日 始業式 学習参観	平和登校日 始業式 学習参観	平和登校日 始業式 学習参観	
9月				生徒指導推進委員会
10月		さつまいも収穫	手話	生徒指導推進委員会

11月	運動会 ひまわり学級交流 南小コンサート パワーチェック実施 教育相談	運動会 ひまわり学級交流 おもまつり 南小コンサート パワーチェック実施 教育相談	運動会 南小コンサート パワーチェック実施 教育相談	生徒指導推進委員会 教育改革委員会
12月	個人懇談会 昔遊び交流 終業式	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	いじめ対策委員会 生徒指導推進委員会
1月	始業式	始業式	始業式 ひまわり学級交流	生徒指導推進委員会
2月	学習参観 保幼こ小交流 パワーチェック実施 教育相談	学習参観 赤ちゃん教室 パワーチェック実施 教育相談	学習参観 パワーチェック実施 教育相談	生徒指導推進委員会 教育改革委員会
3月	お別れふれあいタイム お別れ会 修了式	お別れふれあいタイム お別れ会 修了式	お別れふれあいタイム お別れ会 修了式	いじめ対策委員会 生徒指導推進委員会

	4年	5年	6年	ひまわり学級
4月	始業式 離任式 保護者・児童への相談窓 口周知 家庭訪問	始業式 離任式 保護者・児童への相談窓 口周知 家庭訪問	始業式 離任式 保護者・児童への相談窓 口周知 家庭訪問	始業式 離任式 保護者・児童への相談窓 口周知 家庭訪問
5月	学習参観 遠足	学習参観	学習参観	学級紹介(1年生)
6月	パワーチェック実施 教育相談	パワーチェック実施 教育相談	パワーチェック実施 教育相談	パワーチェック実施 教育相談
7月	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	個人懇談会 ひまわり学級交流 終業式	6年生交流 終業式
8月	平和登校日 始業式 学習参観	平和登校日 始業式 学習参観	平和登校日 始業式 学習参観	平和登校日 始業式 学習参観
9月			修学旅行	修学旅行
10月	車いす体験	林間学校		林間学校
11月	運動会 南小コンサート パワーチェック実施 教育相談	運動会 アイマスク体験 南小コンサート パワーチェック実施 教育相談	運動会 アダプテッドスポーツ 南小コンサート パワーチェック実施 教育相談	運動会 南小コンサート パワーチェック実施 教育相談
12月	個人懇談会 ひまわり学級交流 終業式	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式

1月	始業式	始業式 ひまわり学級交流	始業式	始業式 3年生交流 5年生交流
2月	学習参観 パワーチェック実施 教育相談	学習参観 2年生との交流 パワーチェック実施 教育相談	学習参観 ひまわり学級との交流 パワーチェック実施 教育相談	学習参観 パワーチェック実施 教育相談
3月	お別れふれあいタイム お別れ会 修了式	お別れふれあいタイム お別れ会 修了式	お別れふれあいタイム 1年生との交流会 お別れ会 卒業式	お別れふれあいタイム お別れ会・卒業式 修了式

5 いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図るとともに、未然に防ぐ力を身につけることが必要である。また、児童に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを児童朝会での発表・劇や具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどの方法で指導する機会を設けていく。

いじめの解消について（熊取町いじめ防止基本方針 H30.2 より）

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていないなければならない。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

重大事態への対処について

【重大事態】いじめ防止対策推進法第 28 条より

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる）

重大事態と考えられる事案が発生した際には、熊取町いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。

6 いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育てる。また、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことが必要である。さらに、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。